

内部通報制度運用規程

第1章 総 則

第1条（目的）

本規程は、当社の業務に関し、違法行為、不正行為、就業規則等社内規程に違反する行為、反倫理的行為またはそれらと疑われる行為があった場合、会社が速やかにその事実を認識し、適正な是正処置を講ずることができるように、社員等から内部通報がなされることを期待する見地から、その仕組みを定め、もってコンプライアンス経営の強化に資することを目的とする。

第2条（内部通報の内容）

1. 内部通報の内容は、当社の業務に関する違法行為、不正行為、就業規則等社内規程に違反する行為、反倫理的行為（以下「違法・不正行為等」という）およびそれらと疑われる行為に関する情報とする。
2. 次の事項は、内部通報の内容に含まれない。
 - (1) 会社の経営方針や経営者の資質等に関する個人的な意見、批判、中傷
 - (2) 人事に関する単なる不満や意見
 - (3) 他の社員の個人的言動に関する批判や中傷
3. 内部通報は誠実なものでなければならない。誠実と認められないものは規程による内部通報として扱われない。

第3条（通報者の範囲）

本内部通報制度における通報者は、当社の役員と当社で勤務または1年以内に退職した社員、契約社員、派遣社員およびパート・アルバイト（以下「社員等」という）とする。

第4条（体制の整備）

当社は、当社の役員、従業員等による通報を受け付けるための内部通報制度窓口を社内外に設置すると共に、内部通報制度窓口寄せられた通報を適正に処理するために必要な体制を整備し、代表取締役社長がこれを統括する。

第5条（内部通報義務）

社員等は、違法・不正行為等またはそれらと疑われる行為があることを知ったときは、自己の関与のいかんに関わらず、まず当該部署内において是正・解決をはかることに努め、それが困難または不適切と考えられる場合には、内部通報窓口に通報することにより、当該違法・不正行為等の是正・防止に努めなければならない、違法・不正行為等を黙認してはならない。

第2章 内部通報制度の内容

第6条（内部通報窓口）

内部通報窓口は次のいずれかとする。

- (1) 社内窓口 企画管理本部内に設置する「内部通報担当者」
総務部長、企画管理本部長、企画管理担当役員
E-mail: tuho@toko-corp.co.jp
- (2) 弁護士窓口 栄光綜合法律事務所 電話：06-4707-1251
〒541-0044 大阪市中央区伏見町 3-2-4 淀屋橋戸田ビル 2 階
池野由香里弁護士 E-mail: ikeno@eiko.gr.jp
吉本達哉弁護士 E-mail: yoshimoto@eiko.gr.jp

第7条（通報の方法）

内部通報の方法は、電子メールを原則とし、それが困難なときは文書、電話、面会も可とする。

第8条（匿名による通報）

通報においては、調査結果のフィードバック等のため、氏名・連絡先を伝えることとする。通報者が氏名・連絡先等を明らかにしない匿名の通報は本内部通報制度による通報とは扱われない。

第9条（弁護士窓口を利用する匿名通報）

前条にかかわらず、弁護士窓口に通報する場合は、弁護士窓口に対して氏名・連絡先等を明らかにした上、当社に対してはそれらを秘匿する匿名扱いを弁護士窓口に求めることができる。

第10条（弁護士窓口から当社への報告）

1. 通報を受けた社外窓口として指定する弁護士は速やかに事務局に対し、通報を受けた事実およびその概要を通知する。
2. 同弁護士は同通知に当たり、通報者が匿名扱いを求めている場合はそれを尊重するものとし、通報者の同意なくその氏名を開示してはならない。また通報者の不利益となるおそれのある内容を除外することができる。
3. 同弁護士は同通知に当たり、事後の調査等に関し自らの意見を述べることができる。

第 11 条（内部通報窓口からの通報者への通知）

内部通報を受けた窓口担当者（内部通報担当者）は、速やかに通報者に対し、内部通報を受理した事実を伝えるとともに、通報内容の不明な点を確認し、事実調査に関する通報者の意見・要望を聴取するなど、必要な対話を行うものとする。

第 12 条（通報内容の調査）

1. 通報された事項に関する事実関係の調査は、原則企画管理担当役員並びに企画管理本部長が実施する。企画管理担当役員並びに企画管理本部長は、調査する内容に応じ関連する部署のメンバーから構成される調査チームを設置することが出来る。ただし、相談業務または調査業務に携わるものは、自らが関係する事項について相談及び調査に関与してはならない。
2. 調査チーム構成員は、調査のために必要な情報を伝達するにあたっては、その相手先に秘密保持を誓約させるなど適宜必要な措置を取るものとする。

第 13 条（公益通報の場合の特則）

1. 社内窓口が受理した内部通報の内容が公益通報者保護法第 2 条 3 項（※）に規定する「通報対象事実」に該当する可能性がある場合は、速やかにコンプライアンス委員会に連絡し、コンプライアンス委員会が「通報対象事実」に該当すると判断したときは、同法第 11 条 1 項に規定する「公益通報対応業務従事者」（以下「従事者」という）を定め、コンプライアンス委員会は書面により当該従事者に通知しなければならない。なお、コンプライアンス委員長は、緊急を要する等特別な事情があるときはコンプライアンス委員会において従事者が定められるまで、コンプライアンス委員長を、コンプライアンス委員長が当該内部通報の関連当事者であるときは企画管理担当役員並びに企画管理本部長を従事者に指定し、書面により通知する。
 2. 従事者は、公益通報者を特定させる事項の伝達を受け、当該事項を厳重に管理しなければならない。
- 従事者または従事者であった者は、正当な理由なく、その公益通報対応業務に関して知り得た事項であって公益通報者を特定させるものは目的外に使用したり、漏らしたりしてはならない。

第 14 条（調査後の措置）

1. 調査が終了したとき、公益通報対応業務従事者または企画管理担当役員並びに企画管理本部長は、調査結果とその後の措置についてコンプライアンス委員会に報告する。
2. 同報告は調査結果および是正結果について、適正な業務の遂行および利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、遅滞なく通知しなければならない。
3. 通報が社外窓口として指定する弁護士を経由した場合は、必要に応じ、同弁護士を通じて通知する。

第15条（是正措置）

調査の結果、違法・不正行為等があったと認められる場合は、会社として、速やかにその是正措置及び再発防止策を講じるとともに、必要に応じて、関係者の処分、外部に対する公表を行う。是正措置や処分等を決定する場合、必要に応じて賞罰委員会を開催する。

第3章 当事者の責務

第16条（通報者の保護）

1. 会社は、通報者が内部通報を行ったことによりいかなる不利益も受けることのないよう最大限の配慮を行う義務を負う。会社として不利益な取扱いを行わないことはもちろん、周辺から不当な批判や嫌がらせを受けることのないように努めなければならない。
2. 通報者に対しては不利益な取り扱いが行われた場合には、当該行為を行った労働者及び役員等に対して、行為態様、被害の程度、その他情状等の事情を考慮して、懲戒処分その他適切な措置をとる。

第17条（調査協力義務）

通報内容に関し調査の対象となった部署や関係者はその調査に協力する義務を負う。また、調査を妨害する行為をしてはならない。

第18条（範囲外共有の禁止）

1. 会社および従事者等この規程に定める業務に携わる者は、通報内容、その他当該業務を通じて知り得た情報のうち、通報者を特定させる情報について厳に秘密を保持するものとし、通報者の承諾がある場合、法令に基づく場合、その他正当な理由がある場合を除き、第三者に開示してはならない。
2. 会社および従事者等この規程に定める業務に携わる者は、当該業務を通じて知り得た情報を、通報の適正な処理に必要な範囲を超えて第三者に共有してはならない。
3. 前二項に違反する行為が認められた場合、会社は、速やかに適切な救済・回復のための措置を講じなければならない。
4. 従事者および関係部門は、通報者の承諾がある場合、法令に基づく場合、その他正当な理由がある場合を除き、通報内容、その他通報に関連して知り得た情報を、この規程に定める業務以外の目的に利用してはならない。
5. 前各項に違反し、通報談に関連して知り得た情報を、通報の適正な処理に必要な範囲を超えて第三者に共有し、または当該情報を目的外に使用した者がいた場合には、会社は、就業規則に従って、当該者に対し懲戒等の処分を課することができる。

第19条 （通報者の探索の禁止）

1. 何人も、通報者を特定した上でなければ必要性の高い調査が実施できないなどのやむを得ない場合を除き、通報者の探索をしてはならない。
2. 前項に違反して通報者の探索を行った者がいた場合には、会社は、就業規則に従って、当該者に対し懲戒等の処分を課することができる。

第4章 附 則

第20条（施行）

本規程は2022年6月1日より施行する。

- (1) 本規程は2023年1月1日より改定する。
- (2) 本規程は2024年9月1日より改定する。

(※)公益通報者保護法第2条3項

個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として別表に掲げるもの(これらの法律に基づく命令を含む。以下この項において同じ。)に規定する罪の犯罪行為の事実又はこの法律及び同表に掲げる法律に規定する過料の理由とされている事実

(別表)

- 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)
- 二 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)
- 三 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)
- 四 日本農林規格等に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)
- 五 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)
- 六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)
- 七 個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)
- 八 前各号に掲げるもののほか、個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として政令で定めるもの